



目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (2件) (漁港漁場課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
◎土砂災害警戒区域の指定 (")	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	8
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件) (県民生活・男女共同参画課)	8
高知県人事委員会公告	
○職員団体の登録の取消しの通知 (7件)	8

告 示

高知県告示第389号
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
 平成22年6月22日
 高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項
 (1) 発起人の住所及び氏名
 宿毛市 岡 崎 求
 " 桑 原 次 郎
 " 森 田 輝 男
 (2) 加入区の名称
 小筑紫加入区
 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
 すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
 (1) 縦覧期間
 平成22年6月22日から同年7月6日まで
 (2) 縦覧場所
 すくも湾漁業協同組合事務所
高知県告示第390号
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。
 なお、その関係図書は、黒潮町役場に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。
 平成22年6月22日
 高知県知事 尾崎 正直

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 高知県（高知県知事 尾崎 正直）
 2 埋立区域
 (1) 位置
 幡多郡黒潮町伊田字原困2507番地先の公有水面
 (2) 区域
 次の各点を順次に直線で結んだ線及び点10と点1とを結ぶ平成7年秋分の日の満潮位（D Lプラス2.26メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 点1 伊田漁港原点（北緯33度01分54秒・東経133度04分33秒）から128度00分00秒370.4メートルの地点
 点2 点1から237度00分00秒133.4メートルの地点
 点3 点2から147度00分00秒0.1メートルの地点
 点4 点3から237度00分00秒35.0メートルの地点
 点5 点4から327度00分00秒35.5メートルの地点
 点6 点5から57度00分00秒55.4メートルの地点
 点7 点6から327度00分00秒8.7メートルの地点
 点8 点7から57度00分00秒35.4メートルの地点
 点9 点8から327度00分00秒90.0メートルの地点
 点10 点9から57度00分00秒46.8メートルの地点
 (3) 面積
 10,846.1平方メートル
 3 埋立地の用途
 漁港施設用地
 4 埋立免許年月日及び埋立免許番号
 平成8年2月6日
 高知県指令7 漁第464号
 5 しゅん功認可年月日
 平成22年3月26日
高知県告示第391号
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に

より次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。
 なお、その関係図書は、黒潮町役場に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。
 平成22年6月22日
 高知県知事 尾崎 正直

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 高知県（高知県知事 尾崎 正直）
 2 埋立区域
 (1) 位置
 幡多郡黒潮町伊田字原困2507番地先の公有水面
 (2) 区域
 次の各点を順次に直線で結んだ線及び点4と点1とを結ぶ平成7年秋分の日の満潮位（D Lプラス2.26メートル）における公有水面と船揚場との境界線により囲まれた区域
 点1 伊田漁港原点（北緯33度02分06秒・東経133度04分24秒）から149度04分00秒314.30メートルの地点
 点2 点1から328度00分00秒8.66メートルの地点
 点3 点2から58度00分00秒15.00メートルの地点
 点4 点3から148度00分00秒8.66メートルの地点
 (3) 面積
 129.9平方メートル
 3 埋立地の用途
 漁港施設用地
 4 埋立免許年月日及び埋立免許番号
 平成19年7月11日
 高知県指令19高漁港第137号
 5 しゅん功認可年月日
 平成22年3月26日
高知県告示第392号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成22年6月22日
 高知県知事 尾崎 正直

高知市地京谷（追加）
 (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
7	高知市神田字地京谷	273-2

8	” ” ”	274-1
9	” ” 字大通寺	2382-46
10	” ” ”	2382-45
11	” ” ”	2382-43
12	” ” ”	2382-269
13	” ” ”	2382-238

(2) 区域

平成20年2月高知県告示第80号で指定した高知市地京谷(2)急傾斜地崩壊危険区域内(以下「80号区域」という。)に存する標柱1と標柱7を直線で結んだ線、標柱7と標柱8を市道鴨田225号線に沿って結んだ線、標柱8から標柱13までを順次に直線で結んだ線、標柱13と80号区域に存する標柱3を直線で結んだ線、80号区域に存する標柱3と80号区域に存する標柱2を直線で結んだ線及び80号区域に存する標柱2と80号区域に存する標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第393号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
204-28-006	番所谷川	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-203 a	宇告谷川(1)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-203 b	宇告谷川(2)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	土石流
204-28	宇告谷	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	土石流

-203 c	川(3)	面のとおり)	
204-99-004	宇告谷川(4)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	土石流
204-99-005	宇告谷川(5)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-001	山崎川支川(1)	南国市岡豊町滝本(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-002	山崎川(1)	南国市岡豊町滝本(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-003	山崎川支川(2)	南国市岡豊町滝本(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-004	山崎川支川(3)	南国市岡豊町定林寺及び滝本(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-005	奥谷川	南国市岡豊町小蓮(別紙図面のとおり)	土石流
204-29-001	寺家谷	南国市岡豊町笠ノ川(別紙図面のとおり)	土石流
204-29-002	笠ノ川谷(1)	南国市岡豊町笠ノ川(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-201	山崎川(2)	南国市岡豊町滝本(別紙図面のとおり)	土石流
204-29-201	笠ノ川谷(2)	南国市岡豊町笠ノ川(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-501	西ノ川	南国市岡豊町定林寺(別紙図面のとおり)	土石流
204-28-502	小蓮川	南国市岡豊町小蓮(別紙図面のとおり)	土石流
204-29	笠ノ川	南国市岡豊町笠ノ川	土石流

-501	谷(3)	(別紙図面のとおり)	
I-603	中畝	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
I-604	小倉(1)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-532	白木谷(15)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-536	白木谷(19)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1577	上西谷(1)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1578	上西谷(3)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1579	上西谷(5)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1580	中平(1)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1582	中平(2)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1583	中ノ谷(4)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1584	西谷(2)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1585	番所(1)	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1586	中山	南国市白木谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)
II-1587	番所(2)	南国市白木谷及び高知市久礼野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊面のとおり)

II-1588	番 所 (3)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1589	番 所 (4)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1590	宇 告 (4)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1591	宇 告 (2)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1592	宇 告 (3)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1593	宇 告 (1)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1605	小 倉 (2)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1606	小 倉 (3)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1691	白木谷 (12)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1692	白木谷 (11)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1693	白木谷 (8)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1694	白木谷 (13)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1695	白木谷 (14)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1696	白木谷 (16)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1749	白木谷 (9)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-1750	白木谷 (18)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1751	白木谷 (20)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1752	白木谷 (22)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1754	白木谷 (21)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-204033	上西谷 (2)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-204034	上西谷 (4)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-204035	西 谷 (1)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-204036	白木谷 (10)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-204037	白木谷 (17)	南国市白木谷 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-606	定林寺 (3)	南国市岡豊町定林寺 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-607	滝 本 (5)	南国市岡豊町定林寺及び滝本 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-608	定林寺 (1)	南国市岡豊町定林寺 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-610	大 谷	南国市岡豊町小蓮 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-615	蒲 原 (5)	南国市岡豊町蒲原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-616	蒲 原 (9)	南国市岡豊町蒲原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-631	高知大学 宿舎	南国市岡豊町蒲原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-633	滝 本 (2)	南国市岡豊町滝本 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-634	滝 本 (4)	南国市岡豊町滝本 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1612	滝 本 (3)	南国市岡豊町滝本 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1615	滝 本 (6)	南国市岡豊町滝本 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1616	滝 本 (8)	南国市岡豊町滝本 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1617	滝 本 (1)	南国市岡豊町滝本 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1618	奥 谷	南国市岡豊町小蓮 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1619	小 野 (1)	南国市岡豊町小蓮 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1620	小 野 (2)	南国市岡豊町小蓮及び定林寺 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1626	栄 枝	南国市岡豊町定林寺 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1676	滝 本 (9)	南国市岡豊町滝本 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1677	蒲 原 (1)	南国市岡豊町蒲原及び滝本 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1678	蒲 原 (3)	南国市岡豊町蒲原 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-1679	蒲原 (4)	南国市岡豊町蒲原(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1680	定林寺 (2)	南国市岡豊町定林寺(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1681	蒲原 (8)	南国市岡豊町蒲原(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1682	小蓮 (4)	南国市岡豊町小蓮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1683	小蓮 (5)	南国市岡豊町小蓮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1689	小蓮 (2)	南国市岡豊町小蓮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1731	滝本 (10)	南国市岡豊町滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1732	滝本 (7)	南国市岡豊町滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1733	蒲原 (2)	南国市岡豊町蒲原及び滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1734	蒲原 (6)	南国市岡豊町蒲原(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1735	蒲原 (7)	南国市岡豊町蒲原(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1736	定林寺 (4)	南国市岡豊町定林寺(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1737	小蓮 (7)	南国市岡豊町小蓮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1738	小蓮 (6)	南国市岡豊町小蓮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1747	小蓮 (3)	南国市岡豊町小蓮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-1748	小蓮 (1)	南国市岡豊町小蓮(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
207-80-201	栗の木 駄馬谷	四万十市竹屋敷(別紙図面のとおり)	土石流
207-80-202	古尾川	四万十市竹屋敷(別紙図面のとおり)	土石流
207-80-203	押谷川	四万十市竹屋敷(別紙図面のとおり)	土石流
207-80-204	押谷 (1)	四万十市竹屋敷(別紙図面のとおり)	土石流
207-80-205	押谷 (2)	四万十市竹屋敷(別紙図面のとおり)	土石流
207-80-206	宮の下	四万十市竹屋敷(別紙図面のとおり)	土石流
207-80-207	下竹屋敷 敷谷川 (1)	四万十市竹屋敷(別紙図面のとおり)	土石流
207-80-208	川村屋敷 敷川	四万十市竹屋敷(別紙図面のとおり)	土石流
207-80-209	下竹屋敷 敷谷川 (2)	四万十市竹屋敷(別紙図面のとおり)	土石流
207-80-210	下古尾 谷(1)	四万十市古尾(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-017	西谷川	四万十市伊才原(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-018	牛打川	四万十市伊才原(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-019	入川谷 谷川 (1)	四万十市伊才原(別紙図面のとおり)	土石流

207-85-215	下古尾 谷(2)	四万十市古尾(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-216	下古尾 谷(3)	四万十市古尾(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-217	下古尾 谷(4)	四万十市古尾(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-231	前の川	四万十市伊才原(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-232	臼木谷 川	四万十市伊才原(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-233	峰谷 (1)	四万十市伊才原(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-234	峰谷 (2)	四万十市伊才原(別紙図面のとおり)	土石流
207-85-235	入川谷 谷川 (2)	四万十市伊才原(別紙図面のとおり)	土石流
207-99-005	入川川	四万十市伊才原(別紙図面のとおり)	土石流
207-99-006	北の川	四万十市伊才原、古尾及び藤岡(別紙図面のとおり)	土石流
207-99-007	奥古尾 谷(1)	四万十市古尾(別紙図面のとおり)	土石流
207-99-008	奥古尾 谷(2)	四万十市古尾(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-033a	中ヶ市 谷川 (1)	四万十市鍋島(別紙図面のとおり)	土石流
207-89-033b	中ヶ市 谷川	四万十市鍋島(別紙図面のとおり)	土石流

	(2)			207-89-003	津蔵瀨谷	四万十市津蔵瀨（別紙図面のとおりに）	土石流			(1)	面のとおり)	
207-89-034	馬越谷	四万十市下田（別紙図面のとおりに）	土石流	207-89-201	小名鹿谷	四万十市名鹿（別紙図面のとおりに）	土石流	I-3532	古尾崎北	四万十市古尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-035	松野山川	四万十市下田（別紙図面のとおりに）	土石流	207-89-202	初崎谷(1)	四万十市初崎（別紙図面のとおりに）	土石流	I-3533	下竹屋敷(1)	四万十市竹屋敷（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-037	下田谷川	四万十市下田（別紙図面のとおりに）	土石流	207-89-203	初崎谷(2)	四万十市初崎（別紙図面のとおりに）	土石流	I-3534	又口(1)	四万十市古尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-242	中ヶ市谷川(3)	四万十市鍋島（別紙図面のとおりに）	土石流	207-94-001-1	大谷川(1)	四万十市名鹿（別紙図面のとおりに）	土石流	I-3535	宮ノ下(1)	四万十市竹屋敷（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-243	馬越川	四万十市下田（別紙図面のとおりに）	土石流	207-94-001-2	大谷川(2)	四万十市名鹿（別紙図面のとおりに）	土石流	II-7328	岡本東	四万十市古尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-530	鍋島谷(1)	四万十市鍋島（別紙図面のとおりに）	土石流	207-94-002	大名鹿谷	四万十市名鹿（別紙図面のとおりに）	土石流	II-7329	北ノ川口	四万十市古尾及び蔵岡（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-531 a	鍋島谷(2)	四万十市鍋島（別紙図面のとおりに）	土石流	207-94-201	大谷川(3)	四万十市名鹿（別紙図面のとおりに）	土石流	II-7330	北ノ川	四万十市古尾（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-531 b	鍋島谷(3)	四万十市鍋島（別紙図面のとおりに）	土石流	207-99-009	初崎谷(3)	四万十市初崎（別紙図面のとおりに）	土石流	II-7331	沢垂(3)	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-532 a	鍋島谷(4)	四万十市鍋島（別紙図面のとおりに）	土石流	207-99-010	クシガ谷川	四万十市津蔵瀨（別紙図面のとおりに）	土石流	II-7332	白木(2)	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-532 b	鍋島谷(5)	四万十市鍋島（別紙図面のとおりに）	土石流	I-3508	牛打	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	II-7333	入川東	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-533	上鍋島谷	四万十市鍋島（別紙図面のとおりに）	土石流	I-3510	沢垂(2)	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	II-7334	小谷口	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-001	にごうの谷	四万十市初崎（別紙図面のとおりに）	土石流	I-3511	白木(1)	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	II-7335	谷田(1)	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-002 a	布ヶ谷川	四万十市津蔵瀨（別紙図面のとおりに）	土石流	I-3512	伊才原	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	II-7336	谷田(2)	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
207-89-002 b	山ノ神谷川	四万十市津蔵瀨（別紙図面のとおりに）	土石流	I-3531	足川	四万十市古尾（別紙図	急傾斜地の崩壊	II-7337	峰(1)	四万十市伊才原（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊	
								II-7338	峰(2)	四万十市伊才原（別紙	急傾斜地の崩壊	

II-7480	押谷口 (1)	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3443	下 田 (1)	四万十市下田（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3634	初 崎 (2)	四万十市初崎（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7481	押谷口 (2)	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3444	馬越	四万十市下田（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3635	初 崎 (3)	四万十市初崎（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7482	中ノ川 (1)	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3445	下鍋島 (1)	四万十市下田及び鍋島 (別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3636	初 崎 (4)	四万十市初崎（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7483	中ノ川 (2)	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3446	鍋島	四万十市鍋島（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3637	津蔵淵 (1)	四万十市津蔵淵（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7484	中ノ川 (3)	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3447	上鍋島 (3)	四万十市鍋島（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3638	津蔵淵 (南)	四万十市津蔵淵（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7485	中ノ川 (4)	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7236	貴船谷 (2)	四万十市下田（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3639	城下	四万十市津蔵淵（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-7486	天神ノ 上	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7237	馬越奥	四万十市下田（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7603	宮地山	四万十市名鹿及び土佐 清水市立石（別紙図面 のとおり）	急傾斜地の崩壊
II-8505	沢 垂 (1)	四万十市伊才原（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7238	下鍋島 (2)	四万十市鍋島（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7604	下モ谷	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV - 207072	入川谷	四万十市伊才原（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	III-322	貴船谷 (3)	四万十市下田（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7605	ゴンヂ ヤマ	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV - 207073	下古尾 (6)	四万十市古尾（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	III-323	下 田 (2)	四万十市鍋島（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7606	大名鹿 (1)	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV - 207074	奥古尾 (5)	四万十市古尾（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	IV - 207078	中ヶ市 (1)	四万十市鍋島（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7607	松ヶ谷	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV - 207075	押 谷 (6)	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3630	名鹿	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7608	抜出小 谷	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV - 207076	押 谷 (7)	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3631	大谷ダ バ	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7609	蛇王	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV - 207077	栗の木 駄馬	四万十市竹屋敷（別紙 図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3632	大谷下 駄馬	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7610	小名鹿 (1)	四万十市名鹿（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-3442	串江	四万十市下田（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-3633	初 崎 (1)	四万十市初崎（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊	II-7611	宮ノ沢 (1)	四万十市初崎（別紙図 面のとおり）	急傾斜地の崩壊

II-7612	宮ノ沢 (2)	四万十市初崎（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7613	津蔵淵 (2)	四万十市津蔵淵（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7614	津蔵淵 (3)	四万十市津蔵淵（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7615	津蔵淵 (4)	四万十市津蔵淵（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-7616	津蔵淵 (5)	四万十市津蔵淵（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
IV-207079	大名鹿 (2)	四万十市名鹿（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
IV-207080	大名鹿 (3)	四万十市名鹿（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
IV-207081	小名鹿 (2)	四万十市名鹿（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
IV-207082	津蔵淵 (6)	四万十市津蔵淵（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年6月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町西峰字	前	20.1	61
		29.8	

コブタキ4593番2	後	21.9	61
		29.8	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年6月11日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年6月11日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成22 年6月 11日	特定非 営利活 動法人 社会デ ザイン サポー トセン ター	壺井 亜 希	高知市 九反田 3番17 号	この法人は、高齢者、要介護者、患者およびその家族、地域住民等に対して、医療対象者が住み慣れた地域で生きがいのある充実した生活を送るため、在宅医療の推進、人の死のあとのケアサポート、食育の推進活動、広報活動、地域ケアネットワークの構築活動に関する事業等を行い、もって地域包括ケア体制の確立に向けた在宅医療の普及に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

で、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年6月11日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年6月11日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成22 年6月 11日	特定非 営利活 動法人 土佐の 国笑い と癒や し事業 団	及川 勝 榮	高知市 棧橋通 三丁目 25番1 ー606 号 アル ファス テイツ 棧橋 通りⅢ	この法人は、人類 ^{すべて} に共通する「笑い ^{と癒やし} 」の文化や技能を広く探求し、老若男女問わず「笑い ^{と癒やし} 」を浸透させ、かつ、世代間交流を図り、もって学校、職場、地域の活性化と福祉、文化の向上に寄与することを目的とする。

人 事 委 員 会 公 告

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定に基づき平成22年6月9日に次の職員団体の登録を取り消したので、職員団体の登録に関する条例（昭和41年高知県条例第33号）第5条の規定により通知する。

平成22年6月22日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

- 1 登録を取り消した職員団体
 - (1) 名称 本川村教職員団体
 - (2) 所在地 不明。ただし、登録上の所在地は、本川村脇の山
 - (3) 代表者の職名及び氏名 委員長 吉良 修一
 - (4) 不利益処分の原因となる事実 昭和41年10月7日以降、規約及び役員の変更その他の事項に関して届出がなく、団体の活動実態がないこと。

2 不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき高知県人事委員会に対して異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができない。）。

(2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県人事委員会になる。）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。）。

3 公示による登録の取消しの通知

職員団体の登録等に関する規則（平成22年高知県人事委員会規則第24号）第5条の規定により、この公告の日の翌日から起算して14日を経過した時に、職員団体の登録に関する条例第5条の規定による登録の取消しの通知があったものとみなす。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定に基づき平成22年6月9日に次の職員団体の登録を取り消したので、職員団体の登録に関する条例（昭和41年高知県条例第33号）第5条の規定により通知する。

平成22年6月22日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

1 登録を取り消した職員団体

- (1) 名称
大豊村立公立学校管理職員団体
- (2) 所在地
不明。ただし、登録上の所在地は、大豊村東土居381の1豊永中学校内
- (3) 代表者の職名及び氏名
委員長 神田 建樹
- (4) 不利益処分の原因となる事実

昭和41年11月5日以降、規約及び役員の変更その他の事項に関して届出がなく、団体の活動実態がないこと。

2 不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき高知県人事委員会に対して異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができない。）。

(2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県人事委員会になる。）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。）。

3 公示による登録の取消しの通知

職員団体の登録等に関する規則（平成22年高知県人事委員会規則第24号）第5条の規定により、この公告の日の翌日から起算して14日を経過した時に、職員団体の登録に関する条例第5条の規定による登録の取消しの通知があったものとみなす。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定に基づき平成22年6月9日に次の職員団体の登録を取り消したので、職員団体の登録に関する条例（昭和41年高知県条例第33号）第5条の規定により通知する。

平成22年6月22日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

1 登録を取り消した職員団体

- (1) 名称
吾北村教職員協議会
- (2) 所在地
不明。ただし、登録上の所在地は、吾北村上八川甲3069
- (3) 代表者の職名及び氏名
執行委員長 川村 江

(4) 不利益処分の原因となる事実

昭和41年11月12日以降、規約及び役員の変更その他の事項に関して届出がなく、団体の活動実態がないこと。

2 不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき高知県人事委員会に対して異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができない。）。

(2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県人事委員会になる。）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。）。

3 公示による登録の取消しの通知

職員団体の登録等に関する規則（平成22年高知県人事委員会規則第24号）第5条の規定により、この公告の日の翌日から起算して14日を経過した時に、職員団体の登録に関する条例第5条の規定による登録の取消しの通知があったものとみなす。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定に基づき平成22年6月9日に次の職員団体の登録を取り消したので、職員団体の登録に関する条例（昭和41年高知県条例第33号）第5条の規定により通知する。

平成22年6月22日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

1 登録を取り消した職員団体

- (1) 名称
吾北村管理教職員協議会
- (2) 所在地
不明。ただし、登録上の所在地は、吾北村小川柳野
- (3) 代表者の職名及び氏名

<p>執行委員長 関 俊夫</p> <p>(4) 不利益処分の原因となる事実 昭和41年11月19日以降、規約及び役員の変更その他の事項に関して届出がなく、団体の活動実態がないこと。</p> <p>2 不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示</p> <p>(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき高知県人事委員会に対して異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができない。）。</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県人事委員会になる。）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。）。</p> <p>3 公示による登録の取消しの通知 職員団体の登録等に関する規則（平成22年高知県人事委員会規則第24号）第5条の規定により、この公告の日の翌日から起算して14日を経過した時に、職員団体の登録に関する条例第5条の規定による登録の取消しの通知があったものとみなす。</p> <p>~~~~~</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定に基づき平成22年6月9日に次の職員団体の登録を取り消したので、職員団体の登録に関する条例（昭和41年高知県条例第33号）第5条の規定により通知する。 平成22年6月22日 高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎</p> <p>1 登録を取り消した職員団体</p> <p>(1) 名称 伊野町公立学校管理職員団体</p> <p>(2) 所在地 不明。ただし、登録上の所在地は、伊野町1150</p>	<p>(3) 代表者の職名及び氏名 委員長 野村 好夫</p> <p>(4) 不利益処分の原因となる事実 昭和41年11月26日以降、規約及び役員の変更その他の事項に関して届出がなく、団体の活動実態がないこと。</p> <p>2 不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示</p> <p>(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき高知県人事委員会に対して異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができない。）。</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県人事委員会になる。）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。）。</p> <p>3 公示による登録の取消しの通知 職員団体の登録等に関する規則（平成22年高知県人事委員会規則第24号）第5条の規定により、この公告の日の翌日から起算して14日を経過した時に、職員団体の登録に関する条例第5条の規定による登録の取消しの通知があったものとみなす。</p> <p>~~~~~</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定に基づき平成22年6月9日に次の職員団体の登録を取り消したので、職員団体の登録に関する条例（昭和41年高知県条例第33号）第5条の規定により通知する。 平成22年6月22日 高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎</p> <p>1 登録を取り消した職員団体</p> <p>(1) 名称 伊野町教職員団体</p> <p>(2) 所在地</p>	<p>不明。ただし、登録上の所在地は、伊野町1150</p> <p>(3) 代表者の職名及び氏名 委員長 片岡 武久</p> <p>(4) 不利益処分の原因となる事実 昭和41年11月26日以降、規約及び役員の変更その他の事項に関して届出がなく、団体の活動実態がないこと。</p> <p>2 不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示</p> <p>(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき高知県人事委員会に対して異議申立てをすることができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができない。）。</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県人事委員会になる。）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができない。）。</p> <p>3 公示による登録の取消しの通知 職員団体の登録等に関する規則（平成22年高知県人事委員会規則第24号）第5条の規定により、この公告の日の翌日から起算して14日を経過した時に、職員団体の登録に関する条例第5条の規定による登録の取消しの通知があったものとみなす。</p> <p>~~~~~</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定に基づき平成22年6月9日に次の職員団体の登録を取り消したので、職員団体の登録に関する条例（昭和41年高知県条例第33号）第5条の規定により通知する。 平成22年6月22日 高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎</p> <p>1 登録を取り消した職員団体</p> <p>(1) 名称 高知県特殊教職員団体</p>
---	--	--

- (2) 所在地
不明。ただし、登録上の所在地は、高知市西久万91
- (3) 代表者の職名及び氏名
執行委員長 山崎 幸喜
- (4) 不利益処分の原因となる事実
昭和43年7月5日以降、規約及び役員の変更その他の事項
に関して届出がなく、団体の活動実態がないこと。
- 2 不服申立て及び取消訴訟の提起に関する事項の教示
- (1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを
知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法
(昭和37年法律第160号)に基づき高知県人事委員会に対し
て異議申立てをすることができる（なお、この処分があった
ことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、こ
の処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議
申立てをすることができない。）。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを
知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告と
して（訴訟において高知県を代表する者は、高知県人事委員
会になる。）提起することができる（なお、この処分があっ
たことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であって
も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したとき
は、この処分の取消しの訴えを提起することができな
い。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分
の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったこ
とを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起するこ
とができる（なお、その決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日か
ら起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを
提起することができない。）。
- 3 公示による登録の取消しの通知
職員団体の登録等に関する規則（平成22年高知県人事委員会
規則第24号）第5条の規定により、この公告の日の翌日から起
算して14日を経過した時に、職員団体の登録に関する条例第5
条の規定による登録の取消しの通知があったものとみなす。